

- 01 暴走してきた自動車に轢かれるのを避けるために、他人の店のショー・ウィンドウを壊して逃げた行為は、民法では正当防衛の問題となる。また、突然とびかかってきた猛犬に噛まれそうになったためやむなくその犬を蹴り殺してしまっても、犬の所有者に対して、正当防衛として損害賠償責任を負わない。
- 02 民法上の正当防衛や緊急避難に該当しなければ、権利侵害行為を行った責任能力のある加害者は免責される余地がない。権利保護のためのシステムが完備しているわが国で、自力救済が認められるのは、緊急やむをえない場合で、かつ、相当な手段によるなど、ごく例外的に認められるにすぎない。
- 03 インタビューした相手に原稿の校閲まで受けて記事を雑誌掲載した場合、たとえその記事によってその者の社会的評価が低下したとしても、記者や記事を掲載した雑誌社は、損害賠償責任を負わない。
- 04 行為時に14歳であった未成年者には、ほぼ常に責任能力がある。責任能力とは、過失責任を前提にすれば、「結果発生を予見し、回避することのできる能力」のことをいう。
- 05 責任能力制度は、「社会において共同生活を営むうえで他者の信頼にかなった行動をとることが期待できない人については、不法行為責任を問わない」とすることにより、そのような責任無能力者を保護することを目的としている。
- 06 責任能力があるかどうかは、当該行為者と同じグループに属する合理人ならば自己の責任を認識することができたであろうかどうかを基準に判断される。行為時に意思能力のなかった重度の認知症患者には、責任能力がない。
- 07 713条ただし書は、原因において自由な行為の理論を民法上規定したものである。服用した薬物の影響によって幻覚症状を来し、前後不覚状態で加害行為をしても、そのような薬物の副作用自体を予見できなかった場合には、加害者は責任を負わない。
- 08 ある業者が、すでに著作権が消滅していると解釈して、利害関係を持ちうる誰にも断ることなく、古い映画をDVDとして販売した場合、当時、著作権の存続期間の解釈につき判例がなく裁判例・学説も激しく対立していたとすれば、その後、販売時点で著作権がまだ存続していた旨の最高裁判例が確定しても、業者が損害賠償責任を負わない場合がある。[やや難]
- 09 プロ野球の観戦中に、バッターが打ち損なったファウル・ボールが頭に当たった観客が大けがを負った場合、観客は、ピッチャーには無理だが、そのバッターには、損害賠償を請求することができる。
- 10 責任無能力者の監督義務者に対して714条に基づき損害賠償請求するときには、被害者は、不法行為者に行為当時に責任能力がなかったことを主張・立証しなければならない。
- 11 責任無能力者の不法行為を理由として被害者から損害賠償請求された監督義務者や代理監督者は、「行為の当時に、自らが監督義務を怠らなかつたこと」または「監督義務を怠らなくても、その結果は避けられなかつたこと」を立証できれば、損害賠償責任を免れることができる。もっとも、この免責立証は、実際の判例・裁判例においては、まったく認められていない。
- 12 17歳の高校2年生が殺人を犯した場合、同居しているその高校生の親は、加害現場を目撃していて制止できるような状態にあった特別な場合を除き、被害者の相続人に対して、損害賠償責任を負わされることがない。
- 13 過失相殺は、一般に、被害者の損害を加害者と被害者との間で公平に分配するための制度であり、その際に問題になる被害者の過失は、709条の過失と同質である、と解されている。
- 14 たとえば6歳の少年が交通量の多い道路で手放し運転をして転倒し自動車に轢かれた場合、責任能力のない被害者に損害を分担させるだけの根拠を欠くから、裁判所は、過失相殺をおこなってはいけな
- 15 ゼミ合宿中に大学生Xが別の大学の学生Yの過失による事故で負傷した場合において、その合宿に参加していたXのゼミ担当教授のAにも学生の安全の配慮に足りないところがあったときは、XのYに対する損害賠償請求の賠償額は、減額される可能性がある。

- 16 過失相殺は、公平を図る制度であるから、故意に他人の権利や利益を侵害した者が、被害者の過失を主張して責任の減額を求めることは公平を失し、認められない。
- 17 過失相殺の割合については、責任の縮減を求める加害者側に主張・立証責任がある。
- 18 7割の過失があると判定された被害者が2000万円の損害を被った場合において、被害者が1000万円のみを裁判によって請求するとき、認容されるのは300万円である。
- 19 損害の発生や拡大が被害者の心因的素因にも起因する場合には、賠償額を減額することができるが、原因の一端が被害者の疾患や身体的特徴にある場合には、それを被害者に負担させる理由がないから、賠償額を減額することはできない。これに対して、学説では、「素因を理由とした減額はいっさい認めるべきでない」とする考え方が主張されている。
- 20 人為的にはコントロールできない自然力が競合して損害が発生・拡大した場合の問題処理については、加害行為と損害の間の因果関係の問題とする考え方、結果への寄与についての違法性の度合いの問題とする考え方、公平な損害分担を制度趣旨とする過失相殺の類推適用とする考え方のいずれもが成り立つ。
- 21 死亡事故の場合、被害者が生存していれば必要になった生活費、支給が確定した各種年金、損害保険金、葬儀費用などは損害額から控除されるが、香典、支給が未確定の遺族年金、被害者の養育費、生命保険金、定額搭乗者傷害保険金などは控除されない。
- 22 死亡事故の場合、損害賠償は一時金でまとめて支払われるのが通常である。そのため、将来得られたはずの収入などは、現在の価格に評価し直す必要があるから、その間の利息相当額が控除される。これは中間利息の控除と呼ばれ、損益相殺の考え方に基づく。その利率は5%であり、複利計算をしなければならない。
- 23 3割の過失があると判定された被害者が壊された家屋につき1000万円の損害を被ると同時に300万円の損害保険金を受領した場合、賠償されるべき損害額は、490万円である。
- 24 不法行為を理由とする損害賠償請求権の消滅時効の期間は3年であるが、その理由はこの程度の時間が経過すれば、「このくらいの期間が経過すれば、もはや被害者から請求されることもあるまい」との加害者の信頼が形成され、それが社会生活の安定上保護されるべきであると考えられるからである。
- 25 不法行為を理由とする損害賠償請求権の3年の消滅時効の起算点は、被害者またはその法定代理人が損害および加害者の故意または過失を知った時である。
- 26 消滅時効の起算点を考慮するにあたり、損害を知った時とは、損害発生が確実であることを被害者が認識することができた時点のことである。
- 27 弁護士費用相当額の損害賠償請求権については、不法行為時が消滅時効の起算点となる。
- 28 判例によれば、724条後段の20年の期間は、民法には直接の規定がない除斥期間であり、中断が生じないほか、当事者の援用を要しないことから、援用権の濫用・信義則違反ということも問題となりえない。
- 29 時効の停止（時効完成の猶予）の規定は、不法行為責任に関する724条後段の長期の期間制限が除斥期間だと性格付けられても、類推適用すべきだとする学説が多く、判例にも結論的にそのような処理を認めるものがある。
- 30 長期の期間制限について不法行為の時を起算点とする724条後段の文言にもかかわらず、現実の損害発生時や損害固定時が除斥期間の始期とされる場合がある。